

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和6年3月1日(金) 午前10時00分～午前11時00分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員		28	日野修次			
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		新次長		菊地専門員(農地)	
		松田専門員(農政)		菊地主査			
⑦	農林振興課	大久保課長		後藤専門員		大田主事	
⑧	会議の内容		議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について				
			議案第16号 農地法第4条の規定による許可の取消について				
			議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
			議案第18号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について				
			議案第19号 納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明 について				
			議案第20号 農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、28番 日野修次委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、19番 池田雄一委員と20番 森永茂史委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第15号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>1番、若宮字ドテソトの畑、2筆3,037㎡の農地は、売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事をします。</p> <p>2番、平野町野田の畑、1筆496㎡の農地は、贈与での所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>3番、新谷の畑、1筆513㎡の農地も、贈与での所有権移転になります。</p> <p>所有権移転後は、野菜等の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事します。</p> <p>4番、戒川の田、4筆7,214㎡、及び畑、3筆1,772㎡の農地も、贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻や野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通じて従事をします。</p> <p>以上、4件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
2番	<p>1番案件について、ご説明いたします。</p>

議案説明資料は2ページを参考にしてください。

1番案件は、売買による所有権移転で、申請地は、JR伊予大洲駅から北へ約300mのところにある、現在も良好に管理されている農地です。

農業は、譲受人家族で年間を通して従事するとともに、今後においても野菜の栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。

その他調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

2番。

8番

2番案件のご説明をいたします。

議案説明資料は3ページをご覧ください。

2番案件は、譲渡人の父から譲り受けていた農地が、「長期相続登記等未了土地」となっておりましたが、今回相続登記が完了したため、贈与での所有権移転を行うもので、申請地は、大洲市消防団平野分団第2部詰所から南へ約150mにある、譲受人の自宅に隣接する農地です。

申請によると、これまで耕作管理はしておりましたが、今後も野菜の栽培を行っていく旨の「新規営農計画書」が提出されており、状況を見守っていくことといたします。

その他調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

3番。

19番

3番案件について、ご説明をいたします。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3番案件の申請地は、大洲福祉会館から南西へ約100mの、昨年12月に同じ当事者間で申請審議があった案件に隣接する農地で、譲渡人が県外に在住して耕作管理が出来ないため、贈与での所有権移転をするものです。

申請書類等の内容や現地調査の結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農業は、譲受人が年間を通じて従事するとともに、今回取得する農地でも引き続き野菜や果樹を栽培するなど、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

4番。

30番

4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4番案件は、譲渡人が市外に在住して耕作管理が困難なため、譲受人へ贈与での所有権移転を行うもので、申請地は、榎谷の集会所周辺に点在する農地7筆になります。

申請によると、譲受人は夫婦で年間を通じて農業に従事しており、一昨年には同じ地域の農地を譲り受けて耕作するなど、今後の管理に問題はないものと思われます。

その他の調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第16号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長）

失礼いたします。

議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の6ページから9ページを併せてご覧ください。

1番、田口の土地1筆です。

申請地は、家族4人で同居するために、狭くなった居宅の一部を取り壊し、増改築及び駐車場として利用するための申請であります。

申請地は、別紙「議案説明資料」7ページの位置図において赤色の箇所となっており、大洲市中心部から北東に約2.2kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」6ページをご確認ください。

なお、この申請地につきましては、すでに住宅等が建っており、申請人から始末書の提出をいただいております。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の6ページから9ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先

程、事務局から説明がありましたように、すでに自己住宅で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は宅地や自己所有地で囲まれており、排水についても、浄化槽や雨水枡を設け、隣接市道に埋設されている下水道管へ流すなど、今後においても現状と変更がないことから、問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第17号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」10ページから25ページまでを、併せてご覧ください。

1番、田口の土地、10筆1, 445㎡の案件は、譲受人の会社の事業拡大に伴い、大型車両の置場が不足しているため、新たに申請地を取得して、露天駐車場にしようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から北東に約2.4kmのところ position し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、この案件は、写真にありますように、すでに建物があり、違反転用の状態であります。このことについては、譲渡人から始末書が提出されており、祖父の時代のことであるが申し訳ないとのことでありますので、追認許可についてご検討いただきますようお願いいたします。

2番、田口の土地、3筆852㎡の案件は、譲受人の会社の住宅事業地として申請地を取得して、建売住宅区画として販売事業を行うものです。

申請地は、大洲市中心部から東北東に約4.3kmのところ position し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、この案件は、写真にありますように、昭和41年頃、譲渡人の父親によってコンクリートの通路が作られており、違反転用の状態であります。このことについては、譲渡人から始末書が提出されており、父の時代のことであるが申し訳ないとのことでもありますので、追認許可についてご検討いただきますようお願いいたします。

3番、菅田町菅田の土地、383㎡の案件について、譲受人世帯は、現在借家に居住していますが、手狭で不便なため、申請地を売買により取得して、借入れにより自己住宅を建築しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から東に約3.3kmのところの位置し、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であります。議案説明資料の立地基準欄の本文ただし書き不許可の例外欄の右端に記載のとおり、農地法第5条第2項ただし書きによる例外規定が適用されますので、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

なお、本件は第1種農地での転用のため、今月27日開催予定の、常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

4番、新谷の土地、328㎡の案件について、借受人世帯は現在借家に居住していますが、手狭で不便なため、申請地を無償で借りて、借入れにより自己住宅を建築しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から東北東に約6.6kmのところの位置し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから13ページを参考にしてください。

申請地は11ページの位置図のとおり、大洲市肱北公民館田口分館から東北東へ約0.9kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、譲渡人の祖父の時代には既に建物が建てられており、違反転用の状態となっております。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出されておりますので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

6 番

それでは、2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから17ページを参考にしてください。

申請地は15ページの位置図のとおり、大洲市平公民館から北東へ約0.4kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、昭和41年頃、譲渡人の父親により農地の一部を進入路としてコンクリート舗装をしてお

り、違反転用の状態となっております。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、譲渡人所有の農地であることから、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出されておりますので、追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

3 番。

11 番

それでは、3 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、19ページの位置図のとおり、大洲市菅田連絡所から西へ約1.1kmに位置する農地になります。

まず立地基準については、事務局説明のとおり第1種農地ですが、申請地が、5戸以上の家屋が連たんしている区域にあるため、農地法施行規則第33条第1項第4号の、集落接続による「不許可の例外」に当たると思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

4 番。

20 番

それでは、4 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから25ページを参考にしてください。

申請地は、23ページの位置図のとおり、帝京第五高等学校から北東へ230mに位置する農地になります。

まず立地基準について、申請地は第2種農地ですが、連たんする家屋の間にある農地で、集落に接続しており、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地

目図のとおり、申請地に隣接する農地はありませんので、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第18号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長）

議案第18号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4ページをご覧ください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を、前のスライドに表示しておりますので、合わせて確認をお願いします。

1番、〇〇〇〇は、ブルーベリーを栽培しており、関連事業としては、水稻の作業受託も行っています。

①「法人の組織」は、株式会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全てが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は、構成員6名のうち、1名が農地提供者、3名が農業常時従事者、2名が農作業委託者であり、有している議決権40口の過半数以上が構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は、執行役員5名のうち3名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案書のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。

ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第19号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(専門員兼農政係長)

議案第19号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」、ご説明します。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番は、東大洲の申請人です。申請農地は、手成にあります17筆で、合計16,786㎡になります。

納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成14年1月21日となっております。

対象の農地につきましては、耕作管理されておりました。

2番は、上須戒の申請人です。申請農地は、上須戒にあります28筆で、合計14,362㎡になります。

納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は昭和62年12月4日となっております。

対象の農地につきましては、一部の農地が農地でなくなっているため、申請人に税務署との協議をしていただく必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されておりました。

3番は、肱川町大谷の申請人です。申請農地は、肱川町大谷にあります9筆で、合計8,231㎡になります。

納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は昭和62年5月11日となっております。

対象の農地につきましては、耕作管理されておりました。

4番は、肱川町大谷の申請人です。申請農地は、肱川町大谷にあります40筆で、合計23,036.03㎡になります。納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成8年1月16日となっております。

対象の農地につきましては、一部の農地で管理できていない農地がありました。それ以外の農地は耕作管理されておりました。

以上、4件です。ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

22番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の26ページを、参考にしてください。

申請地は、26ページの位置見取図のとおり、大洲市八多喜連絡所を基準とし、約1.2kmから2.3km以内に点在する農地17筆になります。

申請人は、水稻及びキウイなどの、果樹を主体とした農業をしております。

2月20日に事務局担当者と現地確認を行い、土地17筆のうち、4筆で水稻を、4筆でキウイや梨などの果樹を、4筆で露地野菜を、1筆でハウス野菜を栽培されていることを確認しております。

また、4筆については保全管理をされていました。

全ての農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

2番。

23番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の27ページを、参考にしてください。

申請地は、27ページの位置見取図のとおり、大洲市上須戒連絡所を基準とし、約400mから1.2km以内に点在する農地28筆になります。

申請人は、水稻及び栗を主体とした農業をしております。

2月21日に事務局担当者と現地確認を行い、土地28筆のうち、7筆で水稻を、2筆で栗を、3筆で露地野菜や梅などを栽培されていることを確認しております。

また、16筆について農地として保全管理をされていましたが、一部植林がされている農地が見受けられました。

しかし、ほとんどの農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

3番。

34番

それでは、私からは、3番案件及び4番案件の調査結果をご報告いたします。

まず、3番案件の調査結果をご報告します。

議案説明資料28ページを参考にしてください。

申請地は、28ページの位置見取図のとおり、旧大谷小学校を基準とし、約460mから1.1km以内に点在する農地9筆になります。

申請人は、酪農を主体とした農業をしております。

2月20日に事務局担当者と現地確認を行い、全9筆について飼料用牧草を栽培されていることを確認しております。

全ての農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

続きまして、4番案件の調査結果をご報告します。

議案説明資料の29ページを参考にしてください。

申請地は29ページの位置見取図のとおり、大洲市大谷自治センターを基準とし、約740mから1.5km以内に点在する農地20筆になります。

申請人は、柚子、水稻を主体とした農業をしております。

2月20日に事務局担当者と現地確認を行い、40筆のうち、13筆で柚子を、7筆で水稻を、2筆で栗を、3筆で露地野菜などを栽培されていることを確認しております。

また、残り15筆は、大半は農地として保全管理をされていましたが、一部山林化している農地が見受けられました。

しかし、ほとんどの農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第20号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。

利用権設定の案件になりますが、「新規」案件のみを説明させていただきます。

まず、6ページの1番から5番は、水稻を栽培するため使用貸借権を、1番は3年、2番から5番は10年、設定するものです。

7ページの8番から9ページの15番までと、16番と17番、10ページの18番、20番、11ページの21番から23番にかけては、いずれも利用権の設定を受ける者が同一で、水稻を栽培するため、8番と9番、9ページの11番と12番、9ページの15番は、貸借権を10年間、13番は使用貸借権を10年間、また、9ページの16番と17番、10ページの18番と20番、11ページの21番から23番は貸借権を6年間、それぞれ設定するものです。

次に24番は、水稻を栽培するため、貸借権を10年間設定するものです。

12ページです。28番と29番も、水稻を栽培するため、使用貸借権をそれぞれ5年間設定するものです。

13ページの31番から16ページにかけての35番までは、中間管理事業を使った貸借で、4名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、市内の方へ貸し付けるものです。

内容は、水稻と野菜を栽培するため、使用貸借権を18年間設定するものです。

続いて36番は、麦と大豆を栽培するため、貸借権を10年間設定するものです。

16ページの42番と43番は、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間、それぞれ設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願い

します。

17ページになります。以上、利用権設定件・筆数、44件・73筆、利用権設定総面積、104,073㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じること